

会派を語る

全友会

全友会のDNA



全友会

川端 和治 (22期)

かわばた よしはる

1. はじめに

全友会の紹介は難しい。というのは、全友会の創立は1970年（昭和45年）のことだが、その11年後の1981年に、創立時の主要メンバーが紫水会を新たに創立して全友会を脱退することによって、真二つに分裂したうえ、最近も、司法改革反対の急先鋒である1条の会に多くの中心メンバーが参加し、事実上全友会員としての活動に参加しなくなったため、会派としての性格を2度大きく変えているからである。

しかも、この三つの時期を通じて全友会を担い続けた20期代の会員も、今や弁護士会会派活動家としての引退期を迎えつつあり、それは全友会の会合の出席者の顔ぶれからも窺えるようになった。これからの全友会は、分裂の歴史を知らない40期代後半から50期代の若い会員が中枢を担う会へと、急激な世代交代をすると見込まれる。つまり、現在は「全友若手の会」に集っている彼らこそが、これからの全友会のアイデンティティを作り上げていくことになるのであるが、それがどのようなものになるのか、私には語る事が出来ない。

やむを得ないのでここでは、現在に至るま

での全友会を振り返ることによって、次の世代に伝えたい全友会のDNAを探ってみることにしたい。

2. 全友会の成立

創立から紫水会分裂までの全友会は、岩波書店から刊行された『講座 現代の弁護士』（全4巻）の執筆陣の中心を担ったりベラルな教養人及び終戦直後から安保闘争までの学生運動経験者が構成していた指導部と、20期以降の、60年代末期の新左翼運動の洗礼を受けた団塊の世代の連合組織であった。この連合は、弁護士会の保守勢力を破って古賀会長を実現したときにその最も豊かな実りを見せたが、70年代末期の「弁護士抜き裁判」法案の問題では、法案の撤回を獲得するための妥協策を巡って、3者協議による収束をはかる指導部と、「荒れる法廷」の現出の責任は主として裁判所の強権的な訴訟指揮にあると考え、妥協を拒否する若手会員の激しい対立をもたらした。そして結局は会長人事を巡る紛争から1981年の分裂にまで至った。

この分裂は、少数の例外を除き登録10年以内の会員しか全友会に残らないという事態であったから、客観的には、会の存続が危ぶまれる状態であった。しかし、残留会員達は、法律相談センターや人権擁護委員会など実働系の委員会で活発に活動することによって、自力で弁護士会内に確乎たる地歩を占めるようになった。

自分で問題を見つけた人が、自分でやりたいようにやり、それに共感する人が自発的に参加する、というのが、全共闘運動にルーツを持つ、全友会流の運動論であり、典型的には、戸塚弁護士が取り組んだ精神障害者の人権問題で、大きな成果を生んだ。全友会は、刑法改正、拘禁二法、国家秘密法などの不当立法反対、接見交通権の改善など刑事司法の改革、社会的弱者の人権擁護、情報公開の推

進などの課題に主体的に取り組む弁護士が、弁護士会の権威と人的物的資源を利用するための組織、という性格を持っていた。当然、そのためには弁護士会の役員に自分たちの意見を代弁してくれる人を持たなければならぬから、選挙にも熱心だった。当初は泉弁護士を会長選挙に擁立して失敗したものの、弁護士会の選挙というものを直ちに学習し、持ち前の実行力・団結力・政治力を選挙で発揮した。1985年には、分裂の痛みを完全に克服して、首位当選で吉川筆頭副会長を実現することが出来た。

3. 全友会の挑戦

再生した全友会の最大の挑戦は、1993年の吉川会長選挙であった。各派の幹部は明らかに反対候補支持に傾き、ようやく選挙戦の終盤で向陽会が会派として唯一の支持決議をしたにすぎないという状況で戦われたこの選挙は、いくつかの意味で画期的なものであった。第1には、法律扶助の抜本的改革をライフワークにする吉川弁護士を、司法改革による人権の実現という全友会の政策を体現する候補として擁し、その政策に対する支持を訴えることを選挙の中心的課題としたことであり、第2には、諸会派の支持が期待できない中で、その政策を浸透させるため、棚瀬京大教授など外部の識者を招いての講演会やシンポジウムを大々的に開催し、また全友ニュースを数回刊行して直接二弁会員に訴えかけたことである。今では珍しくもないが、二弁の会長選挙でこのような戦術が自覚的に採用されたのは、このときが初めてであった。その結果この選挙では、他会派の予想を覆し、18票差での劇的な逆転勝利を果たすことができた。

これで「全友会は選挙に強い」という定評が確立し、以後、1996年葉山会長、2000年川端会長、2003年尾崎会長と、3、4年に一度、全友会から会長を擁立し、また会長を立てない年には副会長を当選させ続けてきた。

4. 全友会の再分裂

すでに1993年に、法律扶助の改革による司

法へのアクセスの保証、弁護士業務の自己改革による利用しやすい司法の実現、民事裁判の迅速化などを司法改革の具体的方策として掲げて、政策と実行力による人事を訴えたことは、全友会の先進性と先見性を示すものであり、全友会は政策派閥であり人事派閥でないという自負を基礎付けるものであった。しかし、司法改革は、それが進行して具体化し始めたときに、全友会に二度目の分裂をもたらすこととなった。

1999年から司法制度改革審議会の審議が始まり、特に法曹人口の飛躍的拡大と法曹養成制度の抜本的改革が、弁護士会の望む法曹一元や陪審制の前提条件とされたことが、弁護士会にあれかこれかの選択を突きつけた。全友会は、それを受け入れても司法改革を進め司法の容量を拡大するべきだとする推進派と、それは弁護士の経済状態を破壊することによって人権擁護活動を不可能にする陰謀だとする反対派が対立するようになった。反対派は1条の会を組織して司法改革反対の運動を進めただけでなく、二弁の会長や副会長選挙で候補を独自に擁立するようになり、全友会は事実上分裂した。

その結果が、2004年副会長選挙における三宅候補の思いもよらない落選だった。全友会の選挙マシンは、既に空洞化していたのである。

5. 全友会のDNA

目の前に最近届いた全友ニュース第73号がある。全友会は創立以来36年間、平均年2回以上二弁全会員を対象にニュースを発行し続けてきたことになる。それどころか、最盛期には年3、4回の刊行をし、配布の対象も全国に及び、内容も、司法界をリードする唯一のクオリティ・ペーパーと自称していたほどのものだった。そのほかに全友会内部通信である「全友会だより」が例会報告を中心に毎月発行されているうえ、1993年から2000年まで、パソコン通信の会議室機能を使った「全友会ネット」があり、活発な議論や雑談が繰り広げられていたから、情報の伝達と共有という点では、疑いもなく全国の弁護士会の最先端を

行く組織だった。あまり知られてはいないが、二弁が全国に先駆けてホームページを開設出来たのも、石田弁護士の全友会ネットでの発言が契機である。

阪神・淡路大震災の時には、全友会は、ボランティアの受け入れに消極的だった近弁連を飛び越え、相談者が殺到していた神戸弁護士会の震災法律相談に、会派として直接会員を派遣した。一切の負担を地元弁護士会にかけることなく自力でたどり着いて相談を担当することを条件に、3月中旬から、土日休日を除いて毎日1、2名の相談員を貼り付けたのである。このときも全友会ネットが、即時性と双方向性という特徴を発揮し、交通手段や相談内容の情報交換に大活躍した。このボランティア活動は、4月下月中旬から二弁の正規の活動へと引き継がれたが、様々な事情で弁護士会としては動けなかった時期に、助けを必要とする人々の力になれたことは、われわれ全友会の誇りである。

また全友会は、司法の容量の拡大をめざして、司法改革を、たとえ痛みの伴うときにも積極的に推進しつつも、吉川弁護士の領導の下、社会的弱者の司法へのアクセスがかえって困難な制度とならないようにすること、具体的には、法律扶助や少額裁判、クラスアクションの整備、あるいは弁護士業務の改革が必要だと訴えてきた。

新しいものが好きで常に前向きであり、目標に向かうときは攻撃的でありながら、弱者の痛みを共有できる感性を一番大事にする、改めて振り返ってみるとこれが私たちの理想としたものではなかったかと思う。私は勝手に、これこそが全友会のDNAであり、全友会の存在意義だと信じている。新世代の全友会がそれを受け継いで、さらに発展させてくれることを期待したい。

